2 個別労働紛争のあっせん

(1)概 況

個々の労働者と事業主との間の労働関係に関する紛争について、当事者の申請に基づいてあっせんを行っている。

令和4年度は、新規申請が4件で、全て労働者からの申請であった。

取り扱った5件の全てが終結した。その内訳は、解決4件、不参加1件であった。

第1表 取扱件数

<u> </u>								
区	分前年度		新規申請			処理状況		
年度	繰 越	労働者	使用者	計	合計	終結	繰越	
2年度		2		2	2	2		
3年度		2		2	2	1	1	
4年度	1	4		4	5	5		
計	1	8		8	9	8	1	

第2表 申請内容内訳(新規申請分)

第2表 申請内容内訳(年度		手度	2 /		11	年度	合計		
区分		構成比	 件数	構成比		構成比	件数	構成比	
解雇・退職強要・雇止め	<u>丁奴</u> 1	33.3%	丁奴	1番ルスレム	1 1	20.0%	2	13.3%	
配置転換、出向・転籍	1	00.070	1	14. 3%	1	20.070	1	6. 7%	
復職			1	14.0/0			1	0.1/0	
懲戒処分			1	14. 3%	1	20.0%	2	13. 3%	
退職				11.0/0	1	20.0%	1	6. 7%	
勤務延長、再雇用						20.070		0.170	
その他経営又は人事			1	14. 3%	1	20.0%	2	13.3%	
賃金未払			1	14. 3%		20.070	1	6. 7%	
賃金増額				11.070				0.170	
賃金減額			1	14. 3%			1	6. 7%	
一時金				11. 0/0				0.170	
退職一時金									
解雇手当									
休業手当								1	
諸手当									
その他賃金									
年金(企業年金・厚生年金等)									
労働契約									
労働時間			1	14.3%			1	6.7%	
休日・休暇									
年次有給休暇									
育児休業・介護休業									
時間外労働									
安全・衛生									
福利厚生制度									
社会保険									
労働保険									
その他の労働条件等									
セクハラ									
パワハラ・嫌がらせ	2	66. 7%			1	20.0%	3	20.0%	
その他			1	14.3%			1	6.7%	
計	3	_	7	_	5	_	15	_	

⁽注) 1件の申請で複数の区分に該当する場合、それぞれの区分に計上しており、第1表の新規申 請の件数の計とは一致しない。

第3表 終結処理区分

<u> </u>	<u> </u>										
	年度	2年度		3年度		4年度		合	·計		
区分		件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比		
	不開始										
	不参加			1	100.0%	1	20.0%	2	25.0%		
終結	打切										
於今形石	取下										
	解決	2	100.0%			4	80.0%	6	75.0%		
	合計	2	_	1	_	5	_	8	_		
翌年月	度繰越		_	1	_		_	_	_		

(2)取扱事件一覧

(前年度からの繰越)

								10 0 1 74			10111	
事件番号	受付日(申請区分)	申請事項	事	件	Ø	概	要	あっ ⁻ 期	せん 日	あっ	っせん	い員
(業種)	処理結果	中萌尹快	∌	17	V)	113/1.	安	終 総 総理		公	労	使
4(個) 271号 (卸売 業・小売	4.3.2 (労)	等の変更	いかないと 憩が取れない めてあっせん	して、そ いことへ ん申請が	その撤回 への賃金 ぶあった。	と時間外 相当額の	芝更に納得が ・労働及び休 ・支払等を求 運用契約を終	4. 4.	15	高林	池澤	回回
業)		の請求等		方が解決	央金を支持	払う旨の	あっせん案	4. 4. (45				

(新規受付)

	受付日(申請区分)	申請事項	日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日		の概		要	あっせん 期 日	あっ	っせん	し員
(業種)	処理結果		Ţ	件	V)	15%	安	終結日(処理日数)	公	労	使
4(個) 272号 (生活関 連サービ	4.7.22 (労)	懲戒処分 の撤回	たとして、 あった。 あっせん	その撤	回を求めた結果、	であっ、降格処	処分を受け せん申請が 分を変更し	4. 8. 28	参田	山田	
ス業・娯楽業)	解決		金を支払うめ、解決に	旨のあっ 至った。	せん案は	こ双方が		4. 8. 28 (38日)	Д	回	Д
4 (個) 273号 (製造	4.11.1 (労)	退職後の 収入補償	後の会社の とで収入を を求めてあ	対応に、 得られな っせん申	納得がい よくなった まずあっ	ハかずに たとして った。	、その補償	4. 12. 5	藤原	池澤	三宮
業)	解決		あっせんを行った結果、相手方が解決金を支払う旨のあっせん案に双方が合意したため、解 決に至った。	4. 12. 5 (35日)							
4 (個) 274号 (学術研 究・専	4.11.24 (労)	退職強要 及びその 手段とし てのパワ	いるとして ワハラの中 2回のあ	、退職強 止を求め っせんを	食要及びってあっせ さ行った	その手段 けん申請z 結果、申	があった。 請者が退職	4. 12. 26 5. 1. 19		筒井	
門・技術 サービス 業)	解決	ハラの中止の要求	勧奨により のあっせん った。					5. 1. 19 (57日)	ш	<i>)</i> 1	/134*
4 (個) 275号 (製造	4. 12. 28 (労)	解雇撤回 による 職場環境	て折り合わ 当たっての 申請があっ	ずに復職 職場環境 た。	機ができる着の整備	ないとし 等を求め	条件につい て、復職に てあっせん		参田	市川	
業)	打切	の整備等	事務局調なかったた。				せんに応じ た。	5. 2. 20 (55日)			

- (注)1 事件番号は、暦年+通し番号 2 処理日数は、受付日から終結日までの日数

(3)申請件数の推移

